

1 国税に関する申告、納付などの申告期限の延長

①地域指定された地域に納税地がある法人(地域指定)(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の場合)

法人税、消費税及び地方消費税の申告について、国税庁長官が指定した期日(延長期限)までに申告すればよい。

さらに、災害その他やむを得ない理由で、指定された延長期限までも提出できない場合、所轄の税務署長に申請し、期日を別途指定してもらえれば、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、期限を再延長することができる。

(注) 東日本大震災における地域指定による期限延長については、平成23年3月15日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を指定して行われており、その期限が平成23年3月11日以降に到来する申告、納付などについて、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長することとされています(平成23年国税庁告示第8号)。

「別途国税庁告示で定める期日」は、まだ2011年4月13日時点では告示されていないようです。

②地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人(個別指定)

法人税、消費税及び地方消費税の申告について、所轄の税務署長に申請し、期日を指定してもらえれば、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、期限を延長することができる。

したがって、災害などの理由がやんだ後相当の期間内に、期限内に申告をすることができない理由を記載した書面をもって所轄の税務署長に申請する必要がある。

【期限内に申告をすることができない理由の例】

- ① 本社事務所が損害を受け、帳簿書類等の全部又は一部が滅失する等、直接的な被害を受けた
- ② 交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断
- ③ 会計処理を行っていた事業所が被災し、帳簿書類の滅失や会計データが破損したことから、決算が確定しない
- ④ 工場、支店等が被災し、合理的な損害見積額の計算を行うのに相当期間を要し、決算が確定しない
- ⑤ 連結納税の適用を受けている場合において、連結子法人が被災し、連結所得の計算に必要な会計データの破損があった
- ⑥ 災害の影響により、株主総会が開催できず、決算が確定しない

このような場合のほか、税理士が、

- ・ 交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断
- ・ 納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、関与先法人の申告等を行うことが困難な場合にも、個別指定の申請をすることができる

③地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人(個別指定による期限延長申請をしなかった場合)

法人税の申告について、所轄の税務署長に申請し、期日を指定してもらって、期限を延長することができる。

この場合、事業年度終了の日の翌日から45日以内に、その決算が確定しない理由等を記載した申請書を所轄の税務署長に提出する必要がある。

延長期間における利子税も免除される。

事業年度終了の日から45日を経過でも、まだ災害などの理由により決算が確定しないため、確定申告書を期限までに提出できない場合には、所轄の税務署長に申請し、期日を指定してもらえば、再延長できる。

この場合、納税者は提出期限延長の申請書を災害などの理由の発生後直ちに提出する必要があります。また、その申請のあった日から15日以内に承認又は却下がなかったときは、その申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があったものとされる。

2 災害関係費用全般(被災した法人の災害による損失や被災者に対して支援を行った法人に関する法人税の取扱い)

(1) 被災した法人側における取扱い

①災害により滅失・損壊した資産等

被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は**損金の額に算入**

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用

②資産の評価損

災害で著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理を前提に、**損金の額に算入**
詳細は、「3.被災資産の評価損」を要参照

③復旧のために支出する費用

災害で被害を受けた固定資産(「被災資産」)について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分は、次のとおり

- ① 被災資産についてその原状を回復するための費用は、**修繕費**。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出について、修繕費とする経理を前提に**修繕費**。
- ③ ①や②以外で、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の**30%相当額を修繕費**とし、**残額を資本的支出**とする経理を前提に、この処理が認められる。
 (注) 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、異常な原価差額として費用処理をしていることを前提に、税務上も**損金の額に算入**。

「4.復旧のために支出する費用」で以下の項目につき詳細に規定

- ①被災資産の耐震性を高めるための補強工事費用(**修繕費**)
- ②被災した鉄道線路等の取替費用(**修繕費**)
- ③損壊した護岸の拡張工事費用(**原状回復は修繕費、拡張工事は資本的支出**)
- ④被災資産以外の資産の耐震性を高める工事費用(**資本的支出**)
- ⑤被災資産の修繕に代えて新規に取得した資産の取得費用(**取得原価**。修繕費として処理することは認められない)
- ⑥被災工場敷地のパイル打込費用(**修繕費**)
- ⑦地盤沈下・地割れと地盛費用(**修繕費**)
- ⑧修繕費用の原価外処理(**損金**)

詳細は、「4.復旧のために支出する費用」を要参照

④災害による損失金の繰越し

棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額(災害損失欠損金額)がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から7年間にわたって繰り越して控除できる。

(2) 被災者に対して支援を行った法人側における取扱い

①従業員等に支給する災害見舞金品

災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として**損金の額に算入**
 自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に**損金の額に算入**

「一定の規準」や従業員以外への支給についての詳細は、「5.従業員等に支給する災害見舞金品」を要参照

②災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出する事業年度の**損金の額に算入**

構成員相互の扶助等に係る規約等や新たに規約を制定する場合の詳細は、「6.災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等」を要参照

③取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして**損金の額に算入**

損金として認められる金額の多寡や取引先の役員等への支給については、「7.取引先に対する災害見舞金等」を要参照

④取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として、**損金の額に算入**

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、**損金の額に算入**

「取引先の範囲」や「自社のみ免除した場合の取扱い」及び「免除の時期」については、「8.取引先に対する売掛金等の免除等」を要参照

⑤取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとして、**損金の額に算入**

詳細は、「9.取引先に対する低利又は無利息による融資」を要参照

⑥自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として、**損金の額に算入**

「10.自社製品等の被災者に対する提供」で以下の項目につき詳細に規定

- ①被災者に対して自社製品等を提供するための費用（得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供した場合）
- ②自社製品等の範囲（他社製品を仕入れた場合）
- ③被災小売業者に対する商品（自社製品）の交換・無償補てん
- ④ボランティア活動中の人件費

詳細は、「10.自社製品等の被災者に対する提供」を要参照

3 被災資産の評価損

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、その時価と帳簿価額との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して、**損金の額に算入**

【評価損を計上することができる資産】

棚卸資産、固定資産及び固定資産を利用するために支出した分担金等に係る繰延資産

4 復旧のために支出する費用

①被災資産の耐震性を高めるための補強工事費用(修繕費)

二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるために行った補強工事は、同規模の地震や余震の発生を想定し被災建物の崩壊等の被害を防止するなど、被災前の効用を維持するためのものが多いということを根拠にして、法人が、被災資産(評価損計上額を除く)の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、修繕費経理を前提として**損金の額に算入**

②被災した鉄道線路等の取替費用(修繕費)

被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合、被災資産(その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。)の被災前の効用を維持するためのものであるということを根拠にして、これらの取替工事のために支出した費用について、法人が、これを修繕費経理を前提として**損金の額に算入**

③損壊した護岸の拡張工事費用(原状回復は修繕費、拡張工事は資本的支出)

損壊した護岸の復旧のために要する費用のうち、被災前の効用を維持するための原状回復費用は**修繕費**。

他方、原状回復と併せてその護岸の拡張工事を行った場合には、その拡張工事部分は、原則として**資本的支出**として新たな減価償却資産を取得したものとされる。

なお、この場合の資本的支出と修繕費の区分について、その区分を合理的に行うことが困難な場合には、護岸費用の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、その処理が認められる。

④被災資産以外の資産の耐震性を高める工事費用(資本的支出)

被災資産以外の資産について耐震性を高めるための工事を行った場合には、原則として、その工事に要した費用は、その資産の使用可能期間の延長又は価額の増加をもたらすものとして**資本的支出**に該当し、その支出金額が新たな減価償却資産の取得価額となる。

⑤被災資産の修繕に代えて新規に取得した資産の取得費用(取得原価。修繕費として処理することは認められない)

法人が、被災資産(評価損計上額を除く)の修繕に代えて新規に資産を取得した場合には、新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は資産の**取得価額**となる。したがって、その取得費用を修繕費として処理することは認められない。

なお、この場合、被災した建物等を取り壊しているときには、その建物等の帳簿価額を除却損として計上することになる。

⑥被災工場敷地のパイル打込費用(修繕費)

今回の地震による液状化現象等により地盤の強化が必要となった場合に、被災した工場を取り壊してその敷地にパイルを打ち込んだときは、そのパイルの打ち込みは、その土地の被災前の効用を維持するために行う工事であり、土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加させるための支出には該当しないことを根拠にして、パイルの打ち込みに要した費用について、修繕費経理を前提として**損金の額に算入**

⑦地盤沈下・地割れと地盛り費用(修繕費)

地震による地盤沈下又は地割れにより地盛りを行った場合、その地盛りを行った費用については、被災資産(き評価損計上額を除く)につき原状を回復するために要した復旧費用として、**損金の額に算入**

⑧修繕費用の原価外処理(損金)

災害により被害を受けた製造設備に係る修繕費用や、被災したことによる操業休止中に支払った人件費などについて、適正な原価計算に基づいて原価外処理(**費用処理**)しているときは、税務上もその原価外処理が認められる。

5 従業員等に支給する災害見舞金品

①災害見舞金品が福利厚生費として取り扱われるための「一定の基準」

法人が、被災した自己の従業員に支給する災害見舞金品が福利厚生費として取り扱われるための「一定の基準」とは、以下の要件を満たしたものの

- ①被災した全従業員に対して被災した程度に応じて支給されるものであるなど、各被災者に対する支給が**合理的な基準**によっていること、
- ②その金額もその支給を受ける者の社会的地位等に照らし被災に対する見舞金として**社会通念上相当**であること

また、「一定の基準」については、**あらかじめ社内の慶弔規程等に定めていたもの**のほか、今回の**災害を機に新たに定めた規程**等であっても、これに該当するものとして取り扱われる。

②既に退職した従業員又は採用内定者に対して従業員と同一の基準で支給した災害見舞金品

既に退職した従業員又は採用内定者に対する災害見舞金品であっても、**被災した自己の従業員等と同一の基準**に従って支給するものは、福利厚生費として**損金の額に算入**

6 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

①構成員相互の扶助等に係る規約等

構成員相互の扶助等に係る規約等には、次に掲げるような事項を定めている必要がある。

- ①災害見舞金の交付は、構成員の事業用資産の損失を原因とするものであること。
- ②災害見舞金は、その同業団体等の構成員（下部団体を含む。）に対して交付するものであること。
- ③構成員が拠出する分担金等は、その同業団体等が定める規約等に基づいて災害発生後に賦課され、拠出するもので、かつ、その金額も災害の規模や構成員の事業規模等に応じて算定されるなど合理的な基準に従って算定されるものであること。

(注)1 同業団体等には、一般社団法人等の法人格を有する団体のほか、人格のない社団等も含まれる。

(注)2 同一の連合会傘下の異なる同業団体等の間における災害見舞金の取扱いについては、分担金を負担する構成員が属する同業団体等と、被災した構成員が属する他の団体との事業関連性などからみて、構成員相互の扶助等を目的として実施するものであれば、災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い（所基通37-9の6、法基通9-7-15の4）と同様に取り扱うこととなる。（「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」（平成23年3月）のQ6を参照）

②新たに定めた規約等に基づく分担金

法人が拠出する分担金等は、あらかじめ定められている規約等に基づくもののほか、災害の発生を契機に新たに定められた規約等に基づくものであっても、その拠出が合理的な基準に従って災害発生後に賦課され拠出されるものであれば、**損金の額に算入**

7 取引先に対する災害見舞金等

①災害見舞金の程度

被災した取引先に対する災害見舞金が**交際費等に該当しないもの**として取り扱われる根拠は以下の通り。

- ①それが被災前の取引関係の維持・回復を目的として、
- ②取引先の復旧過程において支出されるものであり、
- ③慰安・贈答のための費用というより、むしろ取引先の救済を通じて自らが蒙る損失を回避するための費用とみることができるから。

したがって、災害見舞金を支出するに当たって、**その取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問われない。**

なお、法人が災害見舞金を支出した場合に、取引先から領収書の発行を求め難い事情にある場合には、法人の帳簿書類に以下の項目を記録しておくことが必要

- ①支出先の所在地
- ②名称
- ③支出年月日

②被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金

得意先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用は、慰安、贈答のために要する費用に当たることから、**交際費等**として取り扱われる。

【本取扱いの理由】

法人が被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金は、個人事業主に対するものを除き、

取引先の救済を通じてその法人の事業上の損失を回避するというよりは、いわゆる付き合い等としての性質を有することから、交際費等に該当する。

なお、「取引先の役員や使用人」であっても、法人からみて自己の役員や使用人と**同等の事情にある**専属下請先の役員や使用人に対して、自己の役員や使用人と**同様の基準**に従って支給する災害見舞金品については、**交際費等に該当しないもの**として取り扱われる。

8 取引先に対する売掛金等の免除等

①取引先の範囲(商社を通じて取引をしている場合など、直接の取引先でない場合の取扱い)

得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のように直接取引を行うもののほか、商社等を通じた取引であっても**自ら価格交渉等を行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者も含まれる。**

②一部の者が行う売掛債権の免除(自社だけが免除する場合の取扱い)

被災した法人に対する復旧支援のための売掛債権の免除が一部の法人のみによってなされていたとしても、その免除が取引先の復旧過程において復旧支援を目的として行われるものについては、寄附金又は交際費等以外の費用として**損金の額に算入**

【本取扱いの理由】

- ①法人が売掛金等の債権を免除した場合に、その免除したことによる損失が寄附金や交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その免除が取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるから。
- ②この場合の復旧支援は、それを行うかどうかは個々の企業の判断によらざるを得ない。
- ③その被災した法人の取引先のすべてが復旧支援を行うことが前提とされているわけではない。

③売掛債権の免除の時期

売掛債権の免除は、災害発生後相当の期間内、例えば、店舗等の損壊によりやむなく仮店舗により営業を行っている場合のように、被災した取引先が**通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内**に行うことが前提。

【本取扱いの理由】

免除をしたことによる損失が寄附金や交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その免除が取引先の**復旧過程において**その復旧支援を目的として行われるものであるから

9 取引先に対する低利又は無利息による融資

①取引先に対する低利融資等(通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額の取扱い)

その融資が被災した取引先の復旧支援を図るものであり、かつ、その取引先の被災の程度、取引の状況等を勘案した合理性を有するものである限りにおいては、特にその**融資期間や融資額に制限はない**。

【本取扱いの理由】

取引先に対する低利又は無利息による融資を行う場合に、通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額が寄附金として取り扱われないのは、その融資が被害を受けた取引先の復旧過程において復旧支援を目的として行われるものであり、その復旧支援を通じて**自らが蒙る損失を回避するためのもの**であるとみることができるから。

②既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合の取扱い

その減免が災害により被害を受けた取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるときには、売掛金等の債権の減免と同様、その免除による損失は、寄附金又は交際費等以外の費用として**損金の額に算入**

10 自社製品等の被災者に対する提供

①被災者に対して自社製品等を提供するための費用(得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供した場合)

あらかじめ特定のごく限られた者のみに対する贈答(利益供与)を目的として行われた自社製品等の提供は、**寄附金又は交際費等**に該当する。

ただし、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して行う自社製品の提供であっても、**多数の被災者に対して救援のために緊急に提供した自社製品**については、あらかじめ特定のごく限られた者のみに対する贈答(利益供与)とは異なることから、**広告宣伝費に準ずるもの**に該当する(**損金算入**)。

【本取扱いの理由】

災害による被害を受けた不特定又は多数の者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、寄附金及び交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されるが、この取扱いの根拠は、

- ①自社製品等の提供が、**国等が行う被災者に対する物資の供給と同様の側面を有していること**、
- ②また、一方では、その経済的効果からいえば、**広告宣伝費に準ずる側面を有していること**による

②自社製品等の範囲(他社製品を仕入れた場合)

自社製品等とは、

- ①原則として、法人が製造等を行った製品でその製品に**法人名等が表示されているもの**。
- ②法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、**企業のイメージアップなど実質的に宣伝的効果を生じさせるようなものである**とすれば、これに含めて差し支えない。

【本取扱いの理由】

自社製品等を不特定又は多数の被災者に提供する場合に、その提供のために要する費用が寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その提供が、経済的効果からいえば、**広告宣伝費に準ずる側面も有している**とみることができることによる。

③被災小売業者に対する商品(自社製品)の交換・無償補てん

取引先に対して自社製品である事業用資産を提供した場合、その提供に要した費用は、災害見舞金と同様に取扱い、寄附金又は交際費等以外の費用として**損金の額に算入**。

直接の取引先ではない自社の製品等を取り扱っている小売業者に対して、災害により損壊した商品を無償で交換した場合や滅失した商品を無償で補てんした場合にも、それに要した費用は**広告宣伝費又は販売促進費としての側面を有している**とみることができるため、寄附金又は交際費等に該当しないものとして**損金の額に算入**

④ボランティア活動中の人件費

ボランティアとして被災地で活動する社員の形態には、

- ①会社の業務命令によりボランティアとして参加している場合
- ②個人としての資格で参加している場合

などがあると考えられますが、いずれの場合にも、その社員に対して支給する給与相当額は、寄附金には該当しない(**損金算入**)

(注) 有給休暇等を利用して、個人としての資格で参加している社員に対して支給する給与相当額は、寄附金には該当しない(**損金算入**)

11 法人税に関するその他の取扱い(法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合)

法人が受けた義援金や見舞金の収入金額は**益金の額に算入**。

(注) 災害により被害を受けた法人の有する商品、店舗、事務所等の資産の損失額は、**損金の額に算入**。

12 消費税の取扱い

①被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失した場合

災害その他やむを得ない事情により帳簿及び請求書等を保存できなかった場合には、帳簿及び請求書等の保存がない課税仕入れについても、**仕入税額控除は認められる。**

②従業員や取引先に対する災害見舞金

金銭により支出する災害見舞金は、消費税の課税対象ではないため、**不課税取引**となる。
したがって、災害見舞金は、支出した事業者における**課税仕入れ**にも、受取った事業者における**課税売上げ**にもならない。

③自社製品等の被災者に対する提供

自社製品等は、被災者等に対して無償で提供されるもの。
したがって、対価を得て行われる資産の譲渡等に該当せず**不課税取引**となる。

なお、課税売上割合が95%未満で仕入税額控除を個別対応方式により行う場合、自社製品等の提供のために要した課税仕入れ等の区分は、提供した自社製品等の態様に応じ、次のとおりとなる。

① 自社製造商品の提供

自社で製造している商品(課税資産)の材料費等の費用は、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当する。
(つまり、被災者への無償提供に**相当する部分**は**不課税取引**)。

② 購入した商品等の提供

イ 通常、自社で販売している商品(課税資産)の仕入れは、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当する。

(つまり、被災者への無償提供に**相当する部分**は**不課税取引**)。

ロ 被災者に必要とされる物品を提供するために購入したイ以外の物品(課税資産)の購入費用は、課税・非課税共通用の課税仕入れに該当する。

(つまり、通常は自社で販売していない商品を、被災者に無償提供するための購入費用は、**課税・非課税共通用の課税仕入れ**)。

(注) 自社製品等を被災者等に提供する際に支出した費用(被災地までの旅費、宿泊費等)に係る課税仕入れは**課税・非課税共通用の課税仕入れ**に該当する。

④売掛債権の免除

法人が被災した取引先に対して、

①その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として

②売掛金等の債権(課税取引に係る債権に限る。)の全部又は一部を免除した場合で、

③その売掛金の免除による損失の額が法人税法上の寄附金及び交際費等以外の費用とされるもの

については、当該費用として処理した売掛債権に係る消費税額を、その**処理した課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除**することができる。

【本取扱いの理由】

消費税の課税取引に係る売掛金等の債権の額の全部又は一部の減額により、売上げに係る対価の返還等を行った場合は、その返還等をした対価に含まれる消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することとされている。

(注) 金銭の貸付けは、そもそも不課税取引なので、その貸付金の全部又は一部の返済を免除した場合は消費税の課税関係は生じない。

13 源泉所得税の取扱い

①災害見舞金の支給(被災した従業員や役員に対する見舞金)

個人が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(役務の対価たる性質を有するものを除く。)については、**所得税は課されない。**

会社が、被災者の所有資産の損害の程度(全壊、半壊、床上浸水、床下浸水など)に基づき見舞金の支給額を定めるなど、損害の程度に応じて**一定の基準をもって見舞金の支給額を定めている場合には、「相当の見舞金」に該当すると考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はない。**

②災害見舞金の支給(従業員や役員の父母等が被災した場合の、従業員や役員に対する見舞金)

個人が支払を受ける葬祭料、香典又は災害等の見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし**社会通念上相当と認められるものについては、課税しない。**

会社が、従業員や役員に対し、従業員や役員と被災した親族との関係、被災の程度に応じた**一定の基準により見舞金を支給する場合には、その支払われる見舞金が社会通念上相当なもの**と認められるときは、給与として**源泉徴収をする必要はない。**

③生活資金の無利息貸付け

災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった従業員や役員に対し、その資金に充てるために無利息又は低利で貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として**合理的と認められる期間内**に従業員や役員が受ける経済的利益については、**課税しなくて差し支えない。**

例えば、

- ①被災した従業員に対して、
- ②生活に必要な資金を、
- ③損害の程度に応じた返済期間を定め、
- ④無利息で貸し付けた場合の利息相当額の経済的利益については、

合理的と認められる期間内に受ける経済的利益と考えられるので、給与として源泉徴収をする必要はない。

④社宅の無償貸与

個人が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(役務の対価たる性質を有するものを除く。)については、**所得税は課されない。**

例えば、

自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与する場合には、その貸与期間に受ける家賃相当額の経済的利益は「**相当の見舞金**」に該当するものと考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はない。

⑤他の交通手段による交通費の支給

給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行に通常必要と認められるものは非課税とされている。

通勤に利用する交通手段が災害や計画停電などにより利用することができないため、他の交通手段を利用した場合に支給する実費相当額の交通費については、その利用した交通手段が合理的なものであれば、その支給した交通費は**旅費に準じて非課税**と考えられるため、給与として**源泉徴収をする必要はない。**

(注) 災害などにより交通手段が遮断されたため、**やむを得ず宿泊した場合**において実費で支給する宿泊費用も、給与として**源泉徴収をする必要はない。**